

## 行田市友好都市推進事業補助要綱

### 1 趣旨

行田市友好都市推進委員会規約第2条の目的を達成するため、行田・白河・桑名3市間における交流の活性化を図りながら良好な友好都市関係を維持推進し、文化の醸成、産業の発展を通じて3市の振興発展に寄与する諸事業に対して補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象事業及び補助対象額

補助対象は、次に掲げる交流事業等（以下「補助対象事業」という。）に係る経費で、事業の実施主体からの交付申請によるものの全部又は一部とする。ただし、条例、規則等に基づき、市の会計上、措置すべきものを除く。

- (1) 市の事務事業に関連する産業、教育、文化等各種団体の事業
- (2) その他3市の振興発展に寄与するものと委員会が認める事業

### 3 交付額の算定

補助金は、次に掲げる額を限度として交付する。

- (1) 補助対象事業に要する経費総額の2分の1
- (2) 補助対象事業に関連して行われる接待又は懇親会で、飲食を伴うものの経費については、参加者1人当たり2,000円を限度とし、その経費の2分の1

### 4 補助金交付申請方法

補助対象事業の実施団体等は、当該補助対象事業を所管所掌する市部課長等を通じて、原則として事業実施年度当初に、交流事業補助金交付申請書（様式第1号）により行田市友好都市推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に申請しなければならない。

### 5 補助決定通知

前項の申請については、原則として行田市友好都市推進委員会の議を経て、委

員長が採否を決定し、当該実施団体等に交流事業補助金決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

## 6 実施報告書の提出

前項の規定により決定通知を受けた当該実施団体等は、当該補助対象事業終了後、速やかに交流事業実施報告書（様式第3号）を委員長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月10日から施行する。